

# 情報ボックス利用の手引き（案）

平成12年12月

中国地方建設局 道路部

## 1．はじめに

情報ボックスは、道路管理の高度化を図るための道路管理用光ファイバーケーブルの收容空間として道路管理者が整備を図るものである。また、高度情報通信社会の構築に資するため、その空き空間を活用し民間事業者及び地方公共団体等行政機関（以下「民間事業者等」という。）の光ファイバーケーブル等の整備を支援することとしている。

本手引き(案)は、情報ボックスの基本構造及び入溝基準を定めるとともに民間事業者等による情報ボックスの利用に関する取り扱いについてとりまとめたものである。

## 2．基本的な考え方

- 1)道路管理用光ファイバーケーブル收容空間の空き空間を活用し、民間事業者の光ファイバーケーブル等の整備を支援する。
- 2)高度情報通信社会の構築に資するため、民間通信事業の用に供する光ファイバーケーブル等の全国的なネットワーク構築の早期実現を支援する。
- 3)入溝を希望するより多くの民間事業者が情報ボックスを利用できるようにするものとする。
- 4)民間事業者用予備管として、少なくともさや管1管を確保するものとする。
- 5)地方公共団体等行政機関の入溝は、当面の措置として道路管理者用予備管(1管)を利用できるものとする。
- 6)入溝を希望する民間事業者等は、本手引き(案)のほか別途定める「情報ボックス管理規程」により管理するものとする。

## 3．基本構造

- 1)情報ボックスの本体は単一空間構造とし、その内部に光ファイバーケーブル等を敷設するためのさや管により区分するものとする。
- 2)情報ボックスの構造は、別図を標準とする。

## 4．入溝基準

### 1)入溝対象

情報ボックスに入溝可能な物件は地方公共団体等行政機関並びに次に掲げる民間事業者の敷設する光ファイバーケーブル、同軸ケーブル及びツイストペアケーブルとする。ただし、当該物件であっても、企業内通信(公益の用に供するものを除く。)を目的とした光ファイバーケーブル等の入溝は認めないものとする。

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による第一種電気通信事業者

有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送事業者

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)による有線ラジオ放送事業者

電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業者

## 2)入溝条件

情報ボックスへの入溝は、1民間事業者に対しさや管1管(1条)を原則とするが、2.3)を達成するため、少芯数の民間事業者による共有ケーブル化、インナー管による分割入溝も認めるものとする。

情報ボックスの整備済み区間における「さや管の増設」及び「インナー管の整備」が必要な場合は、道路法第24条の規定に基づき民間事業者等が施工するものとする。

各ハンドホールにおけるクロージャークロージャー設置箇所のうち1箇所は道路管理者が使用するものとし、残る3箇所について民間事業者等が使用できるものとする。

民間事業者等のクロージャークロージャー設置間隔は、約1km以上を確保するものとする。

民間事業者等が情報ボックスを利用する際に独自に必要な施設は、当該施設を必要とする者が施工するものとする。

## 5. 利用手続き

### 1)整備状況の周知

道路管理者は、情報ボックスの整備状況・予定及び入溝希望の受付期間等について次に掲げる方法により民間事業者等に周知するものとする。

中国地方建設局のインターネットホームページへの掲載

道路関係工事事務所による5万分の1程度の地形図による提示

### 2)入溝希望申出書の提出

情報ボックスへの入溝を希望する民間事業者等は、入溝を希望する情報ボックスの管理を担当する工事事務所長(以下、「事務所長」という。)に対し情報ボックス入溝希望申出書(別紙-1)を提出するものとする。

情報ボックス入溝希望申出書は、入溝基準が満たされていることを判断するため、次の事項が明記された書類とする。

入溝目的及び入溝予定時期

全体敷設計画書

企業説明書

### 3)入溝希望承諾の通知

事務所長は、入溝基準を満たし調整を要しない民間事業者等に対して情報ボックス入溝希望承諾書(別紙-2)を送付するものとする。

入溝を希望する民間事業者等の数が入溝可能さや管数を超過した場合、事務所長は入溝を希望する民間事業者等に対して情報ボックス入溝希望者間調整通知書(別紙-3)を通知し、当該民間事業者等間の調整を求めるものとする。

当該民間事業者は、前記の調整結果を事務所長に対し情報ボックス入溝希望者間調整結果報告書(別紙-4)により報告しなければならない。

ただし、「さや管の増設」及び「インナー管の整備」等に必要となる費用は、民間事業者等が負担することとなるため、関係者による調整の結果、辞退する旨の申し出をすることは差し支えないものとする。

当該民間事業者等間の調整が整った場合、事務所長は、情報ボックス入溝希望承諾書(別紙 - 2)を当該民間事業者等に対して送付するものとする。

情報ボックス入溝希望承諾書は、情報ボックスへの入溝が可能であることを通知するものであり、当該承諾書により民間事業者等への占用の権利を設定するものではない。なお、当該区間に事後入溝希望者から情報ボックス入溝希望申出書(別紙 - 1)の提出があった場合には、6.2)の調整を求めることがある。

情報ボックス入溝希望承諾書の通知の日から起算して2年を超えても入溝しない場合には、情報ボックス未整備区間を除き当該民間事業者等に対する情報ボックス入溝希望承諾書(別紙 - 2)の取り扱いを解消するものとする。

- 4)事務所長は入溝基準を満たしていない民間事業者等に対して、その理由を通知するものとする。

## 6. 事後入溝

- 1)入溝希望受付終了後であっても、新たに入溝を希望する民間事業者(以下、「事後入溝希望者」という。)は、本手引き(案)に基づき手続きを行うことができるものとする。
- 2)事務所長は、事後入溝希望者から情報ボックス入溝希望申出書(別紙 - 1)の提出があった場合は、情報ボックス入溝希望承諾書(別紙 - 2)を送付した民間事業者等であっても道路法第32条の規定に基づく道路占用許可申請が未提出の民間事業者等に対して、情報ボックス入溝希望者間調整通知書(別紙 - 3)を通知し当該民間事業者等間の調整を求めることができるものとする。
- 3)事後入溝により新たに必要となる民間事業者等間の調整及び工事費用の負担については、事後入溝希望者において行うものとする。

以 上

(別紙 - 1)

情報ボックス入溝希望申出書

番 号  
平成 年 月 日

工事事務所長 殿

事業者名  
(担当者)  
(連絡先)

情報ボックスの空き空間へ入溝を希望したいので、情報ボックス利用の手引き(案)に基づき申出します。

記

入 溝 目 的 ;

入溝希望路線名 ; 一般国道 号

入溝希望区間 ; (区間名)

km ~ km

延 長 L = . km

入溝希望時期 ; 平成 年 月から平成 年 月

通信線の種類 ;

及び芯数

添 付 資 料 ; 全体敷設計画書、企業説明書、その他 ( )

(別紙 - 2)

情報ボックス入溝希望承諾書

番 号  
平成 年 月 日

(民間事業者等) 殿

工事事務所長

平成 年 月 日付けで申出のあった入溝希望について、下記のとおり承諾します。

なお、事後入溝希望者から情報ボックス入溝希望申出書の提出があった場合には、情報ボックス入溝希望者間調整通知書により調整を求めることがあります。

また、ケーブル敷設前には、道路法第32条の規定に基づく道路占用許可申請を提出してください。

記

路線名 ; 一般国道 号  
区 間 ; (区間名)

km ~ km  
延長 L = . km

入溝方法 ; 情報ボックス入溝希望者間調整結果報告書に基づき入溝すること。  
(民間事業者等間の調整を要した場合に記載)

注意事項 ; 本情報ボックス入溝希望承諾書は、情報ボックスへの入溝が可能であることを通知するものであり、当該承諾書により民間事業者等への占用の権利を設定するものではありません。

(別紙 - 3)

情報ボックス入溝希望者間調整通知書

番 号  
平成 年 月 日

(民間事業者等) 殿

工事事務所長

平成 年 月 日付けで申出のあった下記区間においては、入溝を希望する民間事業者(地方公共団体等行政機関)が別紙のとおり 社(機関)となり、入溝を希望する民間事業者(地方公共団体等行政機関)の数が入溝可能さや管数を超過したため、入溝方法等について関係者間で調整してください。

なお、調整結果を平成 年 月 日までに報告してください。

記

路線名; 一般国道 号

区 間;(区間名)

km ~ km

延長 L = . km

(別紙 - 4)

情報ボックス入溝希望者間調整結果報告書

番  
番  
番  
平成 年 月 日  
号  
号  
号

工事事務所長 殿

株式会社  
株式会社  
株式会社  
(調整担当者)  
(連絡先)

平成 年 月 日付けで通知のあった下記区間において、入溝を希望する民間事業者 社での調整結果を報告します。

記

路 線 名 ; 一般国道 号  
区 間 ; (区間名)

km ~ km

延長 L = . km

入 溝 方 法 ; (調整後の入溝方法について具体的に記載)

(共同収容を行う場合は、代表民間事業者名を記載)

入 溝 予 定 時 期 ; 平成 年 月から平成 年 月

(さや管毎の入溝予定時期を記載)

通信線の種類 ; (調整後の通信線の種類及び芯数についてさや管毎に記載)  
及び芯数